

# 相続完了までの手引き

相続の流れ	内容	期日／その他
被相続人の死亡(相続開始) 死亡届の提出 通夜葬儀の準備	7日以内に死亡届を提出 故人の本籍地、死亡地、 届出人の住所地の 市区町村	相続開始
通夜 葬儀		
初七日の法要		
遺言書の確認	自筆証書遺言であれば、 家庭裁判所へ検認の 申立て	遺言書 あり・なし
四十九日の法要		
相続財産の概要調査	単純承認・相続放棄・限定承認の検討	相続方法の確認 現物・換価・代償分割
相続人の確認	戸籍の取り寄せ 相続関係図作成	
相続財産と債務の調査 相続財産の評価	財産目録の作成	
単純承認・相続放棄・限定承認の決定	相続放棄・限定承認の場合、 家庭裁判所へ申述	3ヶ月
準確定申告 (所得税の申告と納付)	1月1日から死亡日までの所 得税を申告と納税	4ヶ月
遺産分割協議	相続人全員の合意	
遺産分割協議書作成	相続人全員の実印と印鑑証 明	
分割手続の開始	預貯金の名義変更・解約 不動産の名義移転 など	
相続税の申告と納税 (10ヶ月以内)	納税方法の検討 ・延納 ・物納 被相続人死亡時の税務署に 申告	相続税の申告